

令和7年度 佐賀県社会福祉協議会会長表彰

推薦にあたってのご案内

1. 基準日

令和7年4月1日(ただし、民生委員・児童委員の在職期間のみ令和7年11月30日)

2. 推薦様式及び推薦基準

*記入にあたっては、記入例を参照してください。

(1) 永年勤続功労表彰

対象	民生委員・児童委員	社会福祉施設役職員	社協・民間社会福祉団体役職員
様式	様式1	様式2	様式3
推薦者	市町長	市町長又は施設の長	社協・民間社会福祉団体の長
①その功績が顕著であり、他の模範となるもの			
②地域においてボランティア活動などの社会貢献活動に積極的に参加し地域福祉の推進に寄与しているもの、又は佐賀県社会福祉協議会個人会員であるもの			
③既往において、本会会長表彰（永年勤続功労表彰）を受けていないもの			
要件	④現職であり、その在職期間が <u>12年以上</u> であるもの	④現職であり、その在職期間が役員については <u>10年以上</u> 、職員については <u>25年以上</u> 又は基準日における年齢が <u>満50歳以上かつ在職期間が15年以上</u> であるもの	④現職であり、その在職期間が役員については <u>10年以上</u> 、職員については <u>25年以上</u> 又は基準日における年齢が <u>満50歳以上かつ在職期間が15年以上</u> であるもの

(2) 功労表彰

対象	民生委員・児童委員	社会福祉施設役職員	社協・民間社会福祉団体役職員	ボランティア
様式	様式4	様式4	様式4	様式5
推薦者	市町長	市町長又は施設の長	社協・民間社会福祉団体の長	市町長又は市町社協会長
要件	<u>その功績が特に顕著であり、特別に表彰するもの</u> (既往において、本会会長表彰を受けたものも対象) ※功績の記入については、「6. 功績概要の記入方法」を参照ください。			

3. 在職期間(活動期間)の算定方法

- 在職期間の1ヶ月未満は切り捨ててください。
- 在職期間が中断されている場合は、その在職期間を通算してください。
- 在職期間の通算は、表彰規程に定める表彰対象の役職の範囲とします。
- 非常勤職員の場合は、次の算定方式によります。

$$\text{勤続年数} \times \frac{\text{非常勤職員の一月又は一週間の勤務日数}}{\text{常勤職員の一月又は一週間の勤務日数}}$$

- 休職、休暇期間の取扱いについては、次のとおりです。

休職・休暇等の区分	在職期間算定上の取扱い
1)産前・産後休暇、2)育児休業、3)就業規則で認められた部分休業や介護休暇等	在職期間に含める
4)私的事由による休職	〃 含めない

4. 社会福祉施設及び民間社会福祉団体等の範囲

(1) 社会福祉施設…社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を行う事業所。

ただし、社会福祉協議会や民間社会福祉団体等の役職員で、当該事業に従事するものについては、社会福祉協議会や民間社会福祉団体等の役職員として表彰する。

(2) 民間社会福祉団体等…県全域を活動範囲とし、県民全体の福祉向上に貢献しており、毎年度継続して活動を展開していること。

5. 役員の範囲

表彰規程第3条第1項第2号並びに同条同項第3号に規定する役員とは、理事、監事、評議員（議決機関である場合のみ）とする。

6. 功績概要の記入方法

[永年勤続功労表彰]

永年勤続功労表彰については、推薦書様式内の功績概要①と②を必ず記入してください。
この2点全てに記入がない場合は受付できませんのでご注意ください。

[功労表彰]

功労表彰は、他の模範となる功績が特に顕著であるものを特別に表彰するものです。
功績概要の記入にあたっては、功績の内容が明確にわかる実績、効果等を具体的に記入してください。
(活躍された内容が掲載された新聞記事やその活動による効果のわかるデータ等を添付いただいても結構です。)